

告 示

埼玉県告示第千百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ハードオフ・オフハウス久喜店

埼玉県久喜市久喜本字道合七百六十七―三外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

当該地周辺は、本町小学校、久喜中学校の通学路に指定されている。また、近隣には、県立久喜北陽高校も存在することから、多くの児童生徒が利用している。そのため、当該施設の利用者に、当該施設周辺が通学路であることもしくは、登下校する児童生徒に注意喚起を促すような看板の設置をすること。

二 縦覧期間

令和四年十月二十一日から令和四年十一月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター